

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年10月6日

【会社名】 株式会社レッド・プラネット・ジャパン

【英訳名】 Red Planet Japan, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO ティモシー・ハンシング

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂一丁目7番1号

【電話番号】 050-5835-0966

【事務連絡者氏名】 取締役CF0 王生 貴久

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目7番1号

【電話番号】 050-5835-0966

【事務連絡者氏名】 取締役CF0 王生 貴久

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売出)金額】

その他の者に対する割当	
株式	1,700,000,000円
第7回新株予約権証券	100,296,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	6,400,296,000円

(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者とその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社が平成28年9月27日付で提出した有価証券届出書に関しまして、「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項」及び「第三部 追完情報 2 臨時報告書の提出について」の記載内容の一部、並びに添付書類のファイル名に誤りがありました。また、当社は、平成28年10月6日付で臨時報告書を提出いたしましたので、これらを訂正及び追記するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

(1) Red Planet Holdings Pte. Ltd.

a. 割当予定先の概要

c. 割当予定先の選定理由

EVO FUND

f. 払込に要する資金等の状況

RPH社

5 第三者割当後の大株主の状況

6 大規模な第三者割当の必要性

(2) 本新株式及び本新株予約権の第三者割当を選択した理由について

第三部 追完情報

2 臨時報告書の提出について

添付書類

有価証券報告書の訂正報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。ただし、「第三部 追完情報 2 臨時報告書の提出」に記載の平成28年10月6日提出の臨時報告書の訂正報告書につきましては全て追加となるため同訂正報告書における訂正箇所のみ下線を付してあります。

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

(1)Red Planet Holdings Pte. Ltd.

a. 割当予定先の概要

< 訂正前 >

資本金	183,131,864(US \$)
-----	---------------------

< 訂正後 >

資本金	5,000シンガポールドル
-----	---------------

c . 割当予定先の選定理由

EVO FUND

< 訂正前 >

割当予定先であるEVO FUND は、ジェネラルパートナーであるEVO Investment Advisors Ltd. (2425 Olympic Blvd. Suite 120E, Santa Monica, CA 90404 USA 代表取締役 マイケル・ラーチ)とEVO Capital Management Asia Ltd.(Suites 511-512, One Int'l Finance Centre, 1 Harbour View Street, Central, Hong Kong 代表取締役 アンドリュー・フリード)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であり、EVO Feeder Fund(c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited, 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)以外の出資者はおらず、運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。割当予定先であるEVO FUNDはアジア株を中心に運用を行うファンドであり、その他運用目的で多数の日本株への投資を行っております。なお、EVO Feeder Fund は資本金10,001,000米ドルの投資ファンドで主たる出資者は2名の英国人であります。

< 後略 >

< 訂正後 >

割当予定先であるEVO FUND は、ジェネラルパートナーであるEVO Investment Advisors Ltd. (2425 Olympic Blvd. Suite 120E, Santa Monica, CA 90404 USA 代表取締役 マイケル・ラーチ)とEVO Capital Management Asia Ltd.(Suites 511-512, One Int'l Finance Centre, 1 Harbour View Street, Central, Hong Kong 代表取締役 アンドリュー・フリード)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であり、EVO Feeder Fund(Intertrust Corporate Services (Cayman) Ltd. 190 Elgin Ave. George Town, Grand Cayman, KY1-9005 Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)以外の出資者はおらず、運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。割当予定先であるEVO FUNDはアジア株を中心に運用を行うファンドであり、その他運用目的で多数の日本株への投資を行っております。なお、EVO Feeder Fund は資本金10,001,000米ドルの投資ファンドで主たる出資者は2名の英国人であります。

< 後略 >

f. 払込に要する資金等の状況

RPH社

<訂正前>

当社は、割当予定先であるRPH社より、RPH社名義の金融機関の口座情報の写しを受領しており、平成28年9月8日時点の残高から、本新株式及び本新株予約権の発行価額の払込に係る十分な資金を有していると判断しております。

また、本新株予約権の行使に係る資金については、RPH社より本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保について支障がない旨、書面により表明を受けており、さらに、RPH社名義の金融機関の口座情報の写しに加え、同社の親会社であるRed Planet Hotels(同社は、投資家から資本性の資金調達を行い、その調達資金を、主にホテル事業に投資をする会社であります。その調達資金は、当社の親会社であるRPH社(を含めた子会社)に対して出資もしくは貸付けられ、従前の当社のファイナンスと同様、ホテル事業を営む当社に対して投資を行う構造となっております。今回のRPH社の投資資金も、Red Planet Hotelsが従前に投資家から調達した資金を、RPH社に貸し付けるもので、これによりRPH社の議決権比率が35.86%から52.16(新株予約権を含めない)%となり、より、親会社としての影響力が増すこととなります。)名義の金融機関の口座情報の写しを受領し、RPH社及びRed Planet Hotelsの平成28年9月8日時点の残高合計から、本新株予約権の行使価額の払込に係る十分な資金を有していると判断しております。

これらから、当社としては、RPH社は、本新株式及び本新株予約権の発行価額の払込み並びに本新株予約権の行使価額の払込みに必要な財産を有しているものと判断いたしました。

<訂正後>

割当予定先であるRPH社の、本新株式及び本新株予約権の発行価額の払込み並びに本新株予約権の行使価額の払込みについては、同社の親会社であるRed Planet Hotelsからの借入によるものであります。Red Planet Hotelsは、投資家から資本性の資金調達を行い、その調達資金を主にホテル事業に投資する会社であります。当社をはじめとする事業会社に直接投資するのではなく、Red Planet Hotelsの完全子会社であるRPH社に出資もしくは貸付を行い、RPH社が当社に投資するという構造をとっております。本件につきましても、Red Planet Hotelsが従前に投資家から資本性の資金調達を行ったものをRPH社へ貸付を行い、RPH社が当社に投資するという構造となっております。

当社は、両社の金銭消費貸借契約書及びRPH社名義の金融機関の口座情報の写しを受領しており、平成28年9月8日時点の残高から、Red Planet HotelsからRPH社に対する借入の一部がすでに実行されており、RPH社は本新株式及び本新株予約権の発行価額の払込に係る十分な資金を有していると判断しております。なお、当該残高は、新株予約権の行使価額を含めた金額には達していないことから、当社はRed Planet Hotelsに確認したところ、「Red Planet Hotelsは、今後もRPH社の行使状況に合わせて資金の貸付けを行う予定である。」との回答を口頭により得ております。

また、当社は、Red Planet Hotels名義の金融機関の口座情報の写しを受領し、RPH社及びRed Planet Hotelsの平成28年9月8日時点の残高合計から、本新株予約権の行使価額の払込に係る十分な資金を有していると判断しております。

これらから、当社としては、RPH社は、本新株式及び本新株予約権の発行価額の払込み並びに本新株予約権の行使価額の払込みに必要な財産を有しているものと判断いたしました。

5 第三者割当後の大株主の状況

<訂正前>

本新株式の発行後

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)	割当後の 所有株式数(株)	割当後の発行済株 式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
Red Planet Holdings Pte. Ltd.	100 Beach Road, #25-06, Shaw Towers, Singapore 189702	71,572,000	35.86	139,572,000	52.16
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10-24	20,023,300	10.03	20,023,300	7.48
加賀美 郷	東京都豊島区	10,998,300	5.51	10,998,300	4.11
日置 俊光	北海道札幌市中央区	3,773,600	1.89	3,773,600	1.41
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,759,300	0.88	1,759,300	0.66
下山 剛矢	熊本県熊本市南区	1,756,100	0.88	1,756,100	0.66
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	1,499,900	0.75	1,499,900	0.56
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	912,500	0.46	912,500	0.34
中村 精作	三重県伊賀市	900,000	0.45	900,000	0.34
SIX SIS LTD.	BASLERSTRASSE 100, CH-4600 OLTEN SWITZERLAND	700,000	0.35	700,000	0.26
計		113,895,000	57.07	181,895,000	67.98

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、平成28年6月30日現在の株主名簿上の株式数に、平成28年9月21日にEVO FUNDが、平成28年9月23日にRPH社がそれぞれ提出した変更報告書の内容を反映し、算出しております。
2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、発行決議日現在の発行済株式総数に、本第三者割当により発行される株式の数 68,000,000株を加算することによって算出しております。

本新株式の発行後、本新株予約権が全て同時に行使された場合

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)	割当後の 所有株式数(株)	割当後の発行済株 式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
Red Planet Holdings Pte. Ltd.	100 Beach Road, #25-06, Shaw Towers, Singapore 189702	139,572,000	52.16	351,572,000	67.67
EVO FUND	Intertrust Corporate Services (Cayman) Ltd. 190 Elgin Ave. George Town, Grand Cayman, KY1-9005 Cayman Islands	-	-	40,000,000	7.70
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10-24	20,023,300	7.48	20,023,300	3.85
加賀美 郷	東京都豊島区	10,998,300	4.11	10,998,300	2.12
日置 俊光	北海道札幌市中央区	3,773,600	1.41	3,773,600	0.73
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,759,300	0.66	1,759,300	0.34
下山 剛矢	熊本県熊本市南区	1,756,100	0.66	1,756,100	0.34
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	1,499,900	0.56	1,499,900	0.29
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	912,500	0.34	912,500	0.18
中村 精作	三重県伊賀市	900,000	0.34	900,000	0.17
SIX SIS LTD.	BASLERSTRASSE 100, CH-4600 OLTEN SWITZERLAND	700,000	0.26	700,000	0.13
計		181,895,000	67.98	433,895,000	83.51

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、平成28年6月30日現在の株主名簿上の株式数に、平成28年9月21日にEVO FUNDが、平成28年9月23日にRPH社がそれぞれ提出した変更報告書の内容を反映し、算出しております。
2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、発行決議日現在の発行済株式総数に、本第三者割当により発行される株式の数68,000,000株及び本新株予約権の目的となる株式の数252,000,000株を加えた株式数によって算出しております。
3. 割当予定先であるEVO FUNDの本新株予約権の行使後の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はないこと、加えて可能な限り市場動向に配慮しながら当社株式の売却していくことを表明しております。したがって、今後において、同社が筆頭株主である主要株主になることはなく、当社の経営体制に変更が生じる可能性はきわめて低いものと判断しております。

<訂正後>

本新株式の発行後

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決数の割合(%)
Red Planet Holdings Pte. Ltd.	100 Beach Road, #25-06, Shaw Towers, Singapore 189702	71,572,000	35.87	139,572,000	52.17
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10-24	17,306,100	8.67	17,306,100	6.47
加賀美 郷	東京都豊島区	10,998,300	5.51	10,998,300	4.11
日置 俊光	北海道札幌市中央区	3,773,600	1.89	3,773,600	1.41
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,759,300	0.88	1,759,300	0.66
下山 剛矢	熊本県熊本市南区	1,756,100	0.88	1,756,100	0.66
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	1,499,900	0.75	1,499,900	0.56
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	912,500	0.46	912,500	0.34
中村 精作	三重県伊賀市	900,000	0.45	900,000	0.34
SIX SIS LTD.	BASLERSTRASSE 100, CH-4600 OLTEN SWITZERLAND	700,000	0.35	700,000	0.26
計		111,177,800	55.71	179,177,800	66.98

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決数の割合」は、平成28年6月30日現在の株主名簿上の株式数に、平成28年9月21日にEVO FUNDが、平成28年9月23日にRPH社がそれぞれ提出した変更報告書の内容を反映し、算出しております。ただし、Oakキャピタル株式会社からの報告により、平成28年9月28日現在において、同社の所有株式数が17,306,100株であることが確認されたため、同社についてはかかる所有株式数を基準として記載をしております。
2. 「割当後の所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決数の割合」は、発行決議日現在の発行済株式総数に、本第三者割当により発行される株式の数 68,000,000株を加算することによって算出しております。ただし、Oakキャピタル株式会社からの報告により、平成28年9月28日現在において、同社の所有株式数が17,306,100株であることが確認されたため、同社についてはかかる所有株式数を基準として記載をしております。

本新株式の発行後、本新株予約権が全て同時に行使された場合

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決数の割合(%)
Red Planet Holdings Pte. Ltd.	100 Beach Road, #25-06, Shaw Towers, Singapore 189702	139,572,000	52.17	351,572,000	67.67
EVO FUND	Intertrust Corporate Services (Cayman) Ltd. 190 Elgin Ave. George Town, Grand Cayman, KY1-9005 Cayman Islands	-	-	40,000,000	7.70
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10-24	17,306,100	6.47	17,306,100	3.33
加賀美 郷	東京都豊島区	10,998,300	4.11	10,998,300	2.12
日置 俊光	北海道札幌市中央区	3,773,600	1.41	3,773,600	0.73
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,759,300	0.66	1,759,300	0.34
下山 剛矢	熊本県熊本市南区	1,756,100	0.66	1,756,100	0.34
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	1,499,900	0.56	1,499,900	0.29
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	912,500	0.34	912,500	0.18
中村 精作	三重県伊賀市	900,000	0.34	900,000	0.17
SIX SIS LTD.	BASLERSTRASSE 100, CH-4600 OLTEN SWITZERLAND	700,000	0.26	700,000	0.13
計		179,177,800	66.98	431,177,800	83.00

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決数の割合」は、平成28年6月30日現在の株主名簿上の株式数に、平成28年9月21日にEVO FUNDが、平成28年9月23日にRPH社がそれぞれ提出した変更報告書の内容を反映し、算出しております。ただし、Oakキャピタル株式会社からの報告により、平成28年9月28日現在において、同社の所有株式数が17,306,100株であることが確認されたため、同社についてはかかる所有株式数を基準として記載をしております。
2. 「割当後の所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決数の割合」は、発行決議日現在の発行済株式総数に、本第三者割当により発行される株式の数68,000,000株及び本新株予約権の目的となる株式の数252,000,000株を加えた株式数によって算出しております。ただし、Oakキャピタル株式会社からの報告により、平成28年9月28日現在において、同社の所有株式数が17,306,100株であることが確認されたため、同社についてはかかる所有株式数を基準として記載をしております。
3. 割当予定先であるEVO FUNDの本新株予約権の行使後の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はないこと、加えて可能な限り市場動向に配慮しながら当社株式の売却していくことを表明しております。したがって、今後において、同社が筆頭株主である主要株主になることはなく、当社の経営体制に変更が生じる可能性はきわめて低いものと判断しております。

6 大規模な第三者割当の必要性

(2) 本新株式及び本新株予約権の第三者割当を選択した理由について

<訂正前>

<前略>

その結果、第三者委員会から、「本第三者割当による調達資金は、ホテル事業への投資などの貴社グループの企業価値向上に資することが合理的に予想される資金使途に充当され、また貴社の財務基盤を安定させるものであることから、その資金調達の必要性が認められる。また、本第三者割当は、本新株式及び本新株予約権の発行価額について特に有利な発行価額及び払込金額には該当するものではなく、各種の発行条件（発行価額、発行規模等）を検討した結果、本新株式の発行価額及び本新株予約権の行使価額（25円）は、貴社取締役会決議日の直前取引日の終値と同額であり、1ヶ月終値平均、3ヶ月終値平均及び6ヶ月終値平均における株価に比してディスカウントを有するものであるが、本新株予約権の発行価額は外部算定機関により算出された本新株予約権の評価額を踏まえて決定されており、その内容も相当と判断され、本件第三者割当増資により調達された資金は、ホテルの開発等貴社の成長のために使われることが合理的に予想され、中長期的には既存株主の株式価値向上も期待でき、かつ、希薄化を伴う本件第三者割当増資を行わない場合には資金繰りに行き詰まることも予想されること、また、営業利益及び営業キャッシュ・フローをプラスにしなければ上場廃止が来期には見込まれ、本件第三者割当増資を行わない方がかえって既存株主には不利益となる可能性も高いこと、また、既存株主の利益にも配慮された措置が講じられていることに鑑みれば、本件第三者割当増資は既存株主の利益を不当に損なうものではなく本第三者割当により相応の希薄化を伴うものの、現状の会社の資金繰り、手元資金、財務状況、今後の営業利益及びキャッシュ・フローの状況並びに投資物件の決済期限がさしまっていること等に基づけば資金調達の緊急性が十分に認められることから、株主総会決議等を経ずに本第三者割当を実施すると取締役会が判断することには一定の合理性は認められ、会社の現状から他の資金調達方法を取ることが実質的に難しいことから取締役会が本第三者割当を現時点の貴社における資金調達方法として合理的と考え、RPH社及びEVO FUNDを割当予定先として選定すると判断することについて著しく不合理な点は認められないことから、本第三者割当により資金調達を行う相当性が認められる。」と判断する旨の意見を得ております。

さらに、RPH社は当社の親会社であり支配株主に該当するため、RPH社に対する本新株式及び本新株予約権の発行は、支配株主との取引等に該当します。当社が平成28年6月29日に開示したコーポレートガバナンス報告書では、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「支配株主との重要な契約の締結については、取締役会で審議し、支配株主以外の株主の利益を阻害していないことを確認しております。」と記載しております。

当該指針に関するRPH社に対する本新株式及び本新株予約権の発行における適合状況については、当社取締役会は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第441条の2に基づき、RPH社に対する本新株式及び本新株予約権の発行が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、RPH社との間に利害関係を有しない当社の社外取締役（榎田邦彦氏）及び社外監査役（公認会計士 高桑昌也氏、弁護士 大橋俊明氏、弁護士 水谷嘉伸氏）、計4名で構成された第三者委員会から、RPH社に対する本新株式の発行に関する平成28年9月27日付の取締役会決議に先立ち、平成28年9月26日付けで、「RPH社に割り当てられた本新株式及び本新株予約権より調達された資金は、貴社のホテル事業において、新規ホテル開発等、貴社グループの企業価値向上に資することが合理的に予想される資金使途に充当され、また貴社の財務基盤を安定させるものである。また、本新株式の発行価額及び本新株予約権の行使価額（25円）は、1ヶ月終値平均、3ヶ月終値平均及び6ヶ月終値平均における株価に比してディスカウントを有するものであるが、当社取締役会決議日の直前取引日の終値と同額であり、また、本新株予約権の発行価額は外部算定機関により算出された本新株予約権の評価額と同額である。以上から、本新株式及び本新株予約権割当予定先にとって「特に有利な払込金額」には該当するものではないと合理的に判断され、本新株式及び本新株予約権の発行条件及び手続に著しく不合理な点はなく本新株式及び本新株予約権を貴社の支配株主であるRPH社に割り当てることは、貴社の少数株主にとって不利益なものでない。」との意見を得ております。なお、本第三者割当に係る取締役会においても、意見の内容が、当社が平成28年6月29日に開示したコーポレートガバナンス報告書に適合している旨を確認しております。

<訂正後>

<前略>

その結果、第三者委員会から、「本第三者割当による調達資金は、ホテル事業への投資などの貴社グループの企業価値向上に資することが合理的に予想される資金使途に充当され、また貴社の財務基盤を安定させるものであることから、その資金調達の必要性が認められる。また、本第三者割当は、本新株式及び本新株予約権の発行価額について特に有利な発行価額及び払込金額には該当するものではなく、各種の発行条件(発行価額、発行規模等)を検討した結果、本新株式の発行価額及び本新株予約権の行使価額(25円)は、貴社取締役会決議日の直前取引日の終値と同額であり、1ヶ月終値平均、3ヶ月終値平均及び6ヶ月終値平均における株価に比してディスカウントを有するものであるが、本新株予約権の発行価額は外部算定機関により算出された本新株予約権の評価額を踏まえて決定されており、その内容も相当と判断され、本件第三者割当増資により調達された資金は、ホテルの開発等貴社の成長のために使われることが合理的に予想され、中長期的には既存株主の株式価値向上も期待でき、かつ、希薄化を伴う本件第三者割当増資を行わない場合には資金繰りに行き詰まることも予想され、かえって既存株主には不利益となる可能性も高いこと、また、既存株主の利益にも配慮された措置が講じられていることに鑑みれば、本件第三者割当増資は既存株主の利益を不当に損なうものではなく、本第三者割当により相応の希薄化を伴うものの、現状の会社の資金繰り、手元資金、財務状況、今後の営業利益及びキャッシュ・フローの状況並びに投資物件の決済期限がさしさまっていること等に基づけば資金調達の緊急性が十分に認められることから、株主総会決議等を経ずに本第三者割当を実施すると取締役会が判断することには一定の合理性は認められ、会社の現状から他の資金調達方法を取ることが実質的に難しいことから取締役会が本第三者割当を現時点の貴社における資金調達方法として合理的と考え、RPH社及びEVO FUNDを割当予定先として選定すると判断することについて著しく不合理な点は認められないことから、本第三者割当により資金調達を行う相当性が認められる。」と判断する旨の意見を得ております。

さらに、RPH社は当社の親会社であり支配株主に該当するため、RPH社に対する本新株式及び本新株予約権の発行は、支配株主との取引等に該当します。当社が平成28年6月29日に開示したコーポレートガバナンス報告書では、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「支配株主との重要な契約の締結については、取締役会で審議し、支配株主以外の株主の利益を阻害していないことを確認しております。」と記載しております。

当該指針に関するRPH社に対する本新株式及び本新株予約権の発行における適合状況については、当社取締役会は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第441条の2に基づき、RPH社に対する本新株式及び本新株予約権の発行が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、RPH社との間に利害関係を有しない当社の社外取締役(横田邦彦氏)及び社外監査役(公認会計士 高桑昌也氏、弁護士 大橋俊明氏、弁護士 水谷嘉伸氏)、計4名で構成された第三者委員会から、RPH社に対する本新株式の発行に関する平成28年9月27日付の取締役会決議に先立ち、平成28年9月27日付けで、「RPH社に割り当てられた本新株式及び本新株予約権より調達された資金は、貴社のホテル事業において、新規ホテル開発等、貴社グループの企業価値向上に資することが合理的に予想される資金使途に充当され、また貴社の財務基盤を安定させるものである。また、本新株式の発行価額及び本新株予約権の行使価額(25円)は、1ヶ月終値平均、3ヶ月終値平均及び6ヶ月終値平均における株価に比してディスカウントを有するものであるが、当社取締役会決議日の直前取引日の終値と同額であり、また、本新株予約権の発行価額は外部算定機関により算出された本新株予約権の評価額と同額である。以上から、本新株式及び本新株予約権割当予定先にとって「特に有利な払込金額」には該当するものではないと合理的に判断され、本新株式及び本新株予約権の発行条件及び手続に著しく不合理な点はなく本新株式及び本新株予約権を貴社の支配株主であるRPH社に割り当てることは、貴社の少数株主にとって不利益なものでない。」との意見を得ております。なお、本第三者割当に係る取締役会においても、意見の内容が、当社が平成28年6月29日に開示したコーポレートガバナンス報告書に適合している旨を確認しております。

第三部 追完情報

2 臨時報告書の提出について

<訂正前>

当社は、「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日（平成28年2月4日）以降、本有価証券届出書提出日（平成28年9月27日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局に提出しております。

<後略>

<訂正前>

当社は、「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日（平成28年2月4日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年10月6日）までの間において、以下の臨時報告書及び臨時報告書の訂正報告書を関東財務局に提出しております。

<後略>

- ・当社の主要株主に異動が生じる見込みとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく報告（提出日：平成28年9月27日）
(2)異動前後における当該主要株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総議決権の数に対する割合

<訂正前>

<前略>

（注）1．総株主等の議決権に対する割合は、異動前は、平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数1,995,189個を分母とし、異動後は、平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数1,995,189個に新株式発行に伴い増加する議決権の数（680,000個）を加えた議決権の数（2,675,189個）を分母としております。

<後略>

<訂正後>

<前略>

（注）1．総株主等の議決権に対する割合は、異動前は、平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数1,995,189個を分母とし、異動後は、平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数1,995,189個に新株式発行に伴い増加する議決権の数（680,000個）を加えた議決権の数（2,675,189個）を分母としております。

<後略>

(4) その他の事項

当該異動の経緯

<訂正前>

当社は、平成28年9月27日開催の取締役会において、Red Planet Holdings Pte. Ltd.を割当先とする第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）の発行及びRed Planet Holdings Pte. Ltd.、EVO FUNDを割当先とする第三者割当による第7回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。平成28年10月13日に本新株式の払い込みが完了することにより、本日現在、当社の主要株主でありますOakキャピタル株式会社が、主要株主に該当しないこととなります。

<後略>

<訂正後>

当社は、平成28年9月27日開催の取締役会において、Red Planet Holdings Pte. Ltd.を割当予定先とする第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）の発行及びRed Planet Holdings Pte. Ltd.、EVO FUNDを割当予定先とする第三者割当による第7回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。平成28年10月13日に本新株式の払い込みが完了することにより、本日現在、当社の主要株主であ

りますOakキャピタル株式会社が、主要株主に該当しないこととなります。

< 中略 >

平成28年9月27日に提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、臨時報告書の訂正報告（提出日：平成28年10月6日）

1．提出理由

平成28年9月27日に提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2．訂正事項

2 報告内容

3．訂正箇所

訂正箇所は__を付して表示しております。

< 訂正前 >

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの Oakキャピタル株式会社

(2) 異動前後における当該主要株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総議決権の数に対する割合

	議決権の数（所有株式数）	総株主等の議決権に対する割合
異動前（平成28年月31日時点）	200,233個（20,023,300株）	10.03%
異動後（平成28年10月13日時点）	200,233個（20,023,300株）	7.48%

- (注) 1．総株主等の議決権に対する割合は、異動前は、平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数1,995,189個を分母とし、異動後は、平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数1,995,189個に新株式発行に伴い増加する議決権の数（680,000個）を加えた議決権の数（2,675,189個）を分母としております。
- 2．総株主等の議決権に対する割合については、小数点以下第三位を四捨五入しております。
- 3．当社の単元株式数は100株となっております。

(3) 当該異動の年月日

平成28年10月13日

(4) その他の事項

当該異動の経緯

当社は、平成28年9月27日開催の取締役会において、Red Planet Holdings Pte. Ltd.を割当予定先とする第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）の発行及び Red Planet Holdings Pte. Ltd.、EVO FUNDを割当予定先とする第三者割当による第7回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。平成28年10月13日に本新株式の払い込みが完了することにより、本日現在、当社の主要株主でありますOakキャピタル株式会社が、主要株主に該当しないこととなります。

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 3,196,428,172円

発行済株式総数 普通株式 199,570,337株

< 訂正後 >

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの Oakキャピタル株式会社

(2) 異動前後における当該主要株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総議決権の数に対する割合

	議決権の数(所有株式数)	総株主等の議決権に対する割合
異動前(平成28年6月30日時点)	200,233個(20,023,300株)	10.03%
異動後(平成28年10月13日時点)	200,233個(20,023,300株)	7.48%

- (注) 1. 総株主等の議決権に対する割合は、異動前は、平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数1,995,189個を分母とし、異動後は、平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数1,995,189個に新株式発行に伴い増加する議決権の数(680,000個)を加えた議決権の数(2,675,189個)を分母としております。
2. 総株主等の議決権に対する割合については、小数点以下第三位を四捨五入しております。
3. 当社の単元株式数は100株となっております。

(3) 当該異動の年月日
平成28年10月13日

(4) その他の事項

当該異動の経緯

当社は、平成28年9月27日開催の取締役会において、Red Planet Holdings Pte. Ltd.を割当予定先とする第三者割当による新株式(以下、「本新株式」といいます。)の発行及びRed Planet Holdings Pte. Ltd.、EVO FUNDを割当予定先とする第三者割当による第7回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。平成28年10月13日に本新株式の払い込みが完了することにより、本日現在、当社の主要株主でありますOakキャピタル株式会社が、主要株主に該当しないこととなります。

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 3,196,428,172円

発行済株式総数 普通株式 199,570,337株

(5) 提出日後の発生事実

本報告書提出日付で提出した臨時報告書に記載のとおり、Oakキャピタル株式会社は、平成28年9月28日にその保有する当社の普通株式2,717,200株を処分し、これにより主要株主に該当しないこととなり上記本新株式の払込みの完了によっては、主要株主の異動は生じないこととなりました。

当社の主要株主に異動が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく報告(提出日:平成28年10月6日)

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの Oakキャピタル株式会社

(2) 異動前後における当該主要株主の所有する議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数(所有株式数)	総株主の議決権の数に対する割合
異動前(平成28年9月27日時点)	200,233個(20,023,300株)	10.04%
異動後(平成28年9月28日時点)	173,061個(17,306,100株)	8.67%

(注) 1. 総株主の議決権の数に対する割合は、総株主の議決権数1,995,189個を分母とし、小数点第三位を四捨五入しております。

2. 当社の単元株式数は100株となっております。

(3) 当該異動の年月日

平成28年9月28日

(4) その他の事項

当該異動の経緯

当社は、平成28年9月27日付「第三者割当による新株式及び第7回新株予約権の発行並びに主要株主及び親会社の異動に関するお知らせ」において、第三者割当による新株式発行に伴い、平成28年10月13日で、当社の主要株主でありますOakキャピタル株式会社(以下、「Oakキャピタル」といいます。)が主要株主でなくなる見込みである旨を開示いたしました。

その後、当社は、Oakキャピタルより、平成27年9月24日に第三者割当により割り当てた当社株式のうち、2,317,200株の平成28年9月28日付での譲渡について、平成28年10月3日に報告を受け、また、Oakキャピタルが平成28年10月5日に提出した大量保有報告書により、平成28年9月28日付でOakキャピタルが従来から保有する当社株式400,000株も市場にて売却したことも確認いたしました。

その結果、Oakキャピタルの総株主の議決権の数に対する割合が、平成28年10月13日を待たずに10%未満となりましたので、Oakキャピタルが主要株主に該当しないこととなりました。

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	3,196,428,172円
発行済株式総数	普通株式 199,570,337株

添付書類

<訂正前> 有価証券届出書の訂正届出書

<訂正後> 有価証券報告書の訂正報告書

ファイル名のための訂正であり、文書の内容は同一であります。